

国立研究開発法人科学技術振興機構の第4期中長期目標・ 中長期計画の決定について（平成29年度～平成33年度）

資料1-1

【経緯】

- 平成25年度補正予算に計上した「革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)」については、総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針の下、国立研究開発法人科学技術振興機構に基金を設けて、5年間にわたり集中的に研究開発を推進するため、平成26年通常国会において独立行政法人科学技術振興機構法(当時)を改正し、基金を設置。
- 今回、同法の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構が実施する基金に係る業務について、中長期目標・中長期計画の決定を行うため、文部科学大臣からの諮問に対して、総合科学技術・イノベーション会議として答申するもの。

国立研究開発法人科学技術振興機構法(抄)

附 則

(中長期目標及び中長期計画)

- 第五条の四 文部科学大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により、中長期目標(革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。
- 2 文部科学大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画(革新的新技術研究開発業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

国立研究開発法人科学技術振興機構 中長期目標案 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線付き。

次 期 中 長 期 目 標 (案)	現 行 中 期 目 標
<p>(序文) 略 I 政策体系における法人の位置づけ及び役割 (略) II 中期目標の期間 (略) III 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 前文 (略)</p> <p>1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 前文 (略) 2. 1. ～ 2. 4. (略)</p> <p>2. 5. 革新的新技術研究開発の推進</p> <p>将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術・<u>イノベーション</u>会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(序文) 略 (前文) 略 I 中期目標の期間 (略) II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 【全体的事項】 (略) 【個別事項】</p> <p>1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化 (略)</p> <p>2. 科学技術イノベーションの創出 (1) 科学技術イノベーション創出の推進 ①～⑥ (略)</p> <p>⑦革新的新技術研究開発の推進 (革新的新技術研究開発業務) 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。</p> <p>(以下、省略)</p>

国立研究開発法人科学技術振興機構 中長期計画案 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線付き。

次 期 中 長 期 計 画 (案)

(序文) 略
(前文) 略
I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
前文 (略)

1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略)

2. 知の創造と経済・社会的価値への転換

前文 (略)

2. 1. ～2. 4. (略)

2. 5. 革新的新技術研究開発の推進

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、PMの採用に関する総合科学技術・イノベーション会議の決定を踏まえて、PMを雇用するとともに、PMの活動を支援する体制を構築する。
- ・総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針に基づき、PMの推進する研究開発を以下の方法により行う。
 - (a) 研究開発機関の決定
 - (b) 必要な研究開発費の配分
 - (c) 各研究開発機関との間の委託契約締結
 - (d) 必要に応じた研究開発の加速、減速、中止、方向転換等の柔軟な実施
 - (e) 革新的新技術研究開発業務に関する報告

[達成すべき成果]

- ・革新的な新技術の創出に係る研究開発を行い、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指す。(以下、省略)

現 行 中 期 計 画

(序文) 略
(前文) 略
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】 (略)

【個別事項】

1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化 (略)

2. 科学技術イノベーションの創出

(1) 科学技術イノベーション創出の推進

①～⑤ (略)

⑥革新的新技術研究開発の推進

(革新的新技術研究開発業務)

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、プログラム・マネージャーの採用に関する総合科学技術会議の決定を踏まえて、プログラム・マネージャーを雇用するとともに、プログラム・マネージャーの活動を支援する体制を構築する。
- ・総合科学技術会議が策定する方針に基づき、プログラム・マネージャーの推進する研究開発を以下の方法により行う。
 - (a) 研究開発機関の決定
 - (b) 必要な研究開発費の配分
 - (c) 各研究開発機関との間の委託契約締結
 - (d) 必要に応じた研究開発の加速、減速、中止、方向転換等の柔軟な実施
 - (e) 革新的新技術研究開発業務に関する報告

[達成すべき成果]

- ・革新的な新技術の創出に係る研究開発を行い、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指す。(以下、省略)